行政手続きの押印見直し検討結果

【対象手続総数と検討状況】

■ 対象手続総数	2,166		
うち ①廃止済	46	2.1%	63.2%
②廃止の方向で検討	1,323	61.1%	03.2 /0
(条例)	25		
(規則)	418		
(規程)	108		
(要綱)	460		
(内規等)	130		
(根拠なし)	161		
(その他)	21		
③廃止不可	797		36.8%

■ 検討作業で明らかになった課題

- ○各課共通の手続き(補助金の交付、会計手続きなど)について、<u>市として統一の対応</u>が必要
 - ⇒ ・市から市民等に発出する文書のうち、「交付決定書」「許可書」「認定書」 「証明書」など市民等にとって、押印(公印)が文書の真正性を担保する と考えられるものについては、当面押印を継続としたい。
 - ・市民等に提出を求める文書のうち、「委任状」「同意書」「誓約書」 「承諾書」など、本人や委任者の意思や行為の確認を強く求めるもの については、当面押印を継続としたい。
 - ・「請求書」の押印は継続する(会計課と協議済)

■ 根拠規定別作業手順

条例

規則

規程

要綱

廃止の方向で検討となった手続き(様式)について、その手続き(様式)を定めている 例規の種類により、押印廃止までの作業が異なる。

例規の種類ごとの作業手順については、下記のとおり。

○ 9月議会へ上程(総務課対応) ※関係条例として一括整理(♂
--

- → ① 7 ~ 8 月改正案作成 (**総務課対応**)
 - ②8月の法規審査委員会で改正案審議
 - ③議案提出 (総務課対応)
 - 4〕議決後、公布
 - ⑤押印廃止

○様式の押印を一括廃止する規則(規程・要綱)を制定(総務課対応)

- → ①押印を廃止する様式を特定(リストアップ) **(後日、各課照会)** ※様式と印を削除する箇所を具体的に特定し、例規システムの登録 を修正する。
 - ②取りまとまり次第、法審(持ち回り審査)
 - ③公示
- → ④押印廃止

※例規中、様式が(略)となっている場合(例規システムの変更なし)

- → ①上記リストに様式を登録。
 - ②所管部長までの決裁を受けたうえで、各課で管理している様式を 変更し、押印廃止

内規等 根拠なし

その他

⇒ ○所管部長の決裁のうえ、改正し、押印廃止(各課対応)

│ ⇒ ○国・県の動向などに合わせて改正時期を検討